

令和7年度の要件変更点について(予定^(注))

① 新規採択 5 人まで。新規採択の3人目以降は助成金が年間 20 万円

「雇用就農者育成・独立支援タイプ」について、

- ・1経営体当りの新規採択人数は、同一年度内に5人が上限となります。
- ・あわせて、3人目以降の支援額は、年間最大 20 万円となります。

② 「地域計画」への位置づけ

農業法人等の要件として、「地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれる者であること」が追加されます。

【「地域計画」(旧「人・農地プラン」)とは…】

市町村では、農業経営基盤強化促進法(令和5年4月1日施行)によって定められた10年後の地域農業の将来像を描く「地域計画」の策定に農業者、農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関と一体となり取り組んでいます。詳細は市町村・農業委員会までお問い合わせください。

③ 「労働環境整備に係る選択要件」について、選択肢を追加し、2つ以上を必須

農業法人等の要件の「労働環境整備に係る選択要件」について、2つ以上の実施が必須となり、選択肢として以下の内容が追加となります。

【追加となる選択肢】

就業規則又はこれに準ずるものに産前産後休業や育児・介護休業等、働きやすさを向上させるための内容を規定(既に取り組んでいる又は支援開始後1年以内に新たに組み込むことが要件)

④ 農業経営人材育成研修プログラム(中級コース)の修了

農業法人等の要件として、「農業経営人材育成研修プログラム(中級コース)」のうち「労務管理」の科目を「修了している又は支援開始後1年以内に修了すること」が追加されます。

登録・ログインはこちら→

(チラシ)https://www.maff.go.jp/j/keiei/attach/pdf/ikusei_kyogikai-130.pdf

(研修ページ)<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/>

令和6年度研修プログラムは、令和7年3月19日に一旦、終了となります(修了証は有効)。令和7年度のプログラムは、開講後に改めて農水省HP等で案内します。



⑤ 増加分支援要件(補完雇用就農者)の緩和

過去に雇用就農資金の対象となった雇用就農者が「離農」した場合、応募時に「補完雇用就農者」が必要でしたが、雇用就農者が自己都合により離農した場合は、増加分支援要件の適用を免除することとします。

なお、経営体の責めに帰すべき理由により退職(経営体都合による解雇、雇用契約内容とは異なり雇用就農者の同意のない労働条件の悪化、ハラスメント等)し、離農となった場合は、従来どおり補完雇用就農者が必要となります。「(定着率 1/2 以上要件)」については、これまでの考え方から変更ありません)

(注) 令和7年度予算の成立が前提となるため、内容が変更になる場合があります。